

平成31年度第1回
北海道消費生活審議会
議事録

日時：平成31年4月3日（水）13:30～14:25

場所：北海道立消費生活センター　くらしの教室

平成 31 年度第 1 回北海道消費生活審議会議事録

日 時：平成 31 年 4 月 3 日（水） 13 時 30 分～14 時 25 分

場 所：北海道立消費生活センター 暮らしの教室

出席者：別紙「出席者名簿」のとおり

議 題：1 諮 問

・第 3 次北海道消費生活基本計画の基本的な考え方について

2 報 告

・北海道消費生活条例見直し検討部会報告書について

3 議 事

・北海道消費生活条例の見直しの基本的な考え方について（答申案）

議 事

（開 会）

蝦名主幹

- ただ今から、平成 31 年度第 1 回北海道消費生活審議会を開会いたします。私、本日の司会を務めさせていただく北海道環境生活部暮らし安全局消費者安全課主幹の蝦名です。よろしくお願いいたします。
- 本日は、11 名の委員の皆様にご出席いただき、委員の過半数が出席されておりますので、北海道消費生活条例施行規則（第 25 条第 2 項）の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。
- なお、本日の審議会は公開とさせていただいておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

（挨 拶）

蝦名主幹

- まず、開会に当たりまして、北海道環境生活部暮らし安全局長の堀本から御挨拶申し上げます。

堀本局長

- 環境生活部暮らし安全局長の堀本でございます。北海道消費生活審議会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。
- 本日は、年度当初の大変お忙しい中、御出席をいただきまして厚くお礼申し上げます。
- さて、当審議会に関しましては昨年 10 月に、諮問をさせていただいた消費生活条例の見直しの基本的な考え方につきまして、これまで検討部会において精力的に調査・御審議をいただいたところでござい

まして、鎌田部会長をはじめ、部会委員の方々、またオブザーバーとして参加された曾野会長に心からお礼申し上げる次第でございます。

本日は、御審議いただきました部会におきましての報告と答申内容について、御議論いただく予定となっておりますが、それと併せまして、今年度予定をしております第3次北海道消費生活基本計画策定に関しまして、基本的な考え方について、諮問させていただきたいと考えております。

現在、国においては、新たな時代にふさわしい消費者政策を推進するため、次期消費者基本計画の検討を進めているところでありますので、こうした国の動向と併せまして、本道が直面しております人口減少問題や取引の多様化、迅速化などの社会情勢の変化等を考慮いただきながら、第3次計画の策定に当たっての基本的な考え方について、御意見をいただきたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場・御見地から御審議いただきますことをお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催に当たりましての御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

(審 議)

(1) 議題1：諮 問

・第3次北海道消費生活基本計画の基本的な考え方について

- | | |
|------|--|
| 曾野会長 | ○ それでは、議事に入らせてもらいます。議題(1)諮問「第3次北海道消費生活基本計画策定の基本的な考え方について」知事から諮問がありますので、お願いします。 |
| 堀本局長 | ○ それでは、私から諮問文を手交させていただきます。

【諮問文の読み上げ・手交】 |
| 堀本局長 | ○ 以上でございます。よろしくお願いいたします。 |
| 曾野会長 | ○ それでは、ただ今、知事から諮問のありました「第3次北海道消費生活基本計画策定の基本的な考え方について」事務局より説明をお願いします。 |
| 蝦名主幹 | ○ 諮問の概要について、資料1により、御説明いたします。
【資料1-1、1-2により説明】 |

曾野会長

○ ありがとうございます。ただ今、事務局から資料 1-1、1-2 に基づく説明をいただいたところですが、まずは、諮問の概要と審議方法について何か御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

(意見なし)

曾野会長

○ よろしいですか。それでは、次に消費者基本計画策定に当たって考慮が必要な事項に関して、何か御意見等ございましたらお願いいたします。

(意見なし)

曾野会長

○ 今後、審議を進めていく上で何か御意見等ございましたら、そのときに伺いたいと思います。

曾野会長

○ ただ今、事務局からの説明の中で部会を設置して審議するとありましたが、部会の設置については、北海道消費生活条例第 42 条に「審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。」と規定されております。

効率的な審議を行うために、部会を設置して審議を付託することが適当と考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

曾野会長

○ それでは、部会を設置することとしまして、今後の審議を進めてまいります。

部会委員についてでございますが、北海道消費生活条例施行規則第 26 条第 2 項において、「部会は、会長が指名する委員をもって組織する。」と規定されておりますので、私から指名させていただきます。

この後の議題で、昨年度設置した消費生活条例見直し検討部会から検討結果の報告があるわけですが、その中で部会委員の方から消費生活基本計画に反映すべき事項ということで、御意見をいただいております。審議の継続性という観点から、まず、条例見直し検討部会と同様に、鎌田委員、鈴木委員、畠山委員、横島委員を指名させていただきたいと思っております。また、民法改正により成年年齢が引き下げられ、若年成年者を保護する施策を検討する観点から、高等学校長である渡邊委員を指名させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょ

うか。

(異議なし)

曾野会長 ○ それでは5名の委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 議題2：報告

・北海道消費生活条例見直し検討部会報告書について

曾野会長 ○ 次に、議題(2)報告「北海道消費生活条例見直し検討部会報告書について」、鎌田部会長より報告をお願いします。

鎌田部会長 ○ それでは、資料2の「部会報告書」について、御報告申し上げます。
【資料2、参考資料に基づき説明】

曾野会長 ○ ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

岩淵委員 ○ 報告内容について基本的に異論はありませんが、2点、言及させていただきます。

1点目は、参考資料「3 現行条例の見直しについて」の《主な意見等》の「施行規則で定める禁止項目について、文言の追加や修正、新設等の具体的な見直し」についてです。資料2の「部会報告書」の中でも言及されているように、「事業者が自分の責任を自ら決める条項」及び「消費者の後見等を理由とする解除条項」は、消費者契約法で無効と定められていますので、規則においてもそれらを明示的に定めることはありうることと思います。

それから、もう1点ですが、これは、《主な意見等》の3つ目で示されている「認定を受けた特定適格消費者団体の裁判手続きに必要な資金貸付制度の創設」についてです。この制度の具体的内容は、個人に対する資金貸付制度とどのように異なるのでしょうか。現時点で制度の内容について何か決まっていることはあるのでしょうか。

曾野会長 ○ ありがとうございます。
最初にいただきました施行規則に対する御意見ですが、「施行規則で定める禁止項目について、文言の追加や修正、新設等の具体的な見直し」につきましては、部会報告書の中にも書かれておりまして、この後、答申内容として審議していただければと思います。
事務局から何か御説明はありますか。

蝦名主幹 ○ 岩淵委員からお話をいただいた件については、今後さらに詰めていくこととなりますが、個人の方に対する貸付と団体に対する貸付の棲み分けという観点のお話だと思います。そこにつきましては、全国の条例の組立て、立て付け等を踏まえて、現時点では条例に盛り込むのではなく、別のかたちで設置をすることが適当ではないだろうかと検討を進めてきたのが現状でございます。

平委員 ○ シェアリングエコノミーの観点について質問なのですが、消費者と消費者の取引ということがあって、実際にトラブルに発展した事例を現在の条例の中で集計して調査対象にするといったことは行っているのでしょうか。

曾野会長 ○ シェアリングエコノミーに関する実態の調査はなされたのかという御質問だと思いますが、この点いかがでしょうか。

蝦名主幹 ○ 個別具体的にシェアリングエコノミー取引に特化して、それが経年的にどうなっているかの調査は行っておりませんが、シェアリングエコノミー取引について、どのような消費者相談があったかの事例については、部会の中でお示しをしながら検討いただいたところです。
また、報告書7ページの下から2つめの丸にございますように、「シェアリングエコノミーは、都道府県の区域を越えた取引形態もあり、今後の国の取組を注視すべきところですが、現状でも、北海道立消費生活センターにおける相談事例を適時に把握することが望まれます。」と御意見をいただいておりますので、この件について道立消費生活センターと連携をしながら把握をしていきたいと考えております。

曾野会長 ○ 他に御質問等ないでしょうか。

(意見なし)

曾野会長 ○ それでは、部会の検討結果報告については以上にしたいと思います。

(3) 議題3：議 事

・北海道消費生活条例の見直しの基本的な考え方について（答申案）

曾野会長 ○ 続いて、議題（3）議事「北海道消費生活条例の見直しの基本的な考え方について」、事務局より説明をお願いします。

- 蝦名主幹 ○ それでは、資料3により、御説明いたします。
【資料3に基づき説明】
- 曾野会長 ○ ありがとうございます。部会の報告を受けて、審議会としての答申案が資料3の2ページとなるということですが、先ほど岩淵委員から御指摘のあった規則の見直しや資金貸付制度の創設もこの中に盛り込まれています。その点を含めて御質問等ございましたらお願いします。
- 岩淵委員 ○ 直接答申の中身とは関連しないと思うのですが、1点質問させてください。
資金の貸付制度についてです。特定適格消費者団体への資金貸付は要綱で定めるとのことですが、一方で、個人への資金貸付は条例で定めてあります。この条例か要綱かという違いについて御説明いただけないでしょうか。要綱で定めること自体には、特に反対ではないのですが、このような違いがある理由について御説明ください。
- 蝦名主幹 ○ この項目の検討に当たっては、各都府県の条例の内容について調査を行いました。特定適格消費者団体への資金貸付制度についてポイントを絞って調査した結果、既に特定適格消費者団体の認定を受けている3都府県においては条例で対応していなかったことが、まず1点ありました。もう1点、東京都におきましては、要綱で貸付制度を行っていたことが、条例ではなく設置要綱によるものとした考え方となっております。
- 岩淵委員 ○ ありがとうございます。
- 萱場委員 ○ LPガス料金の公表義務についてですが、こちらは答申そのものには反映されないのでしょうか。
- 曾野会長 ○ 明示的には書かれていませんが、部会報告書の中で言及しているかたちですね。
- 蝦名主幹 ○ LPガスに関する取組については、国において平成29年2月に取引に関するガイドラインを策定し、今それが地に着いたばかりの状況になってまして、平成30年度からは国で策定したマニュアルに基づき、北海道と札幌市が各事業者への立入検査に併せて確認をしております。そのような取組が進められていますので、現時点でLPガスに関する内容について、答申として盛り込むまでは至らないと考えてい

ますが、部会の報告書の中で触れられていますので、私どもが参加する北海道地方液化石油ガス懇談会等の中で、この部会報告書の意見やLPガスに関する意識調査の結果を踏まえて、意見を述べていきたいと考えております。

萱場委員

○ 北海道のLPガスについては、非常に特徴的な問題がたくさんありますので、しっかりと道としての考えを示す意味でも、何か触れていただけたらありがたいなと思っています。

蝦名主幹

○ 先ほど鎌田部会長から報告のあった参考資料2ページの(2)③にLPガス料金の公表義務について書いております。条例の中ではLPガスに限らず、「その供給する商品等について、価格を適正に表示するよう努めなければならない。」とされておりますので、ガイドラインに基づいた取組等々の状況によって、検討を進めることとなりますが、現時点でLPガスに特化して答申の中に盛り込む状況ではないと考えております。

沼田課長

○ 私の方から一言申し上げますと、LPガス料金が非常にわかりにくいという委員の御指摘だと思います。この問題につきましては、先般行われた道議会の中でも議論がございました。先ほど蝦名からお話した適正化のガイドラインを示しまして、それぞれの販売事業者様から標準的な自社の料金メニュー等を公表していこうという取組が昨年からはスタートしまして、30年度からは実際に保安検査にお邪魔している北海道、それから札幌市の職員が表示の状況について把握し、指導をするという取組が始まりました。その取組の経過を見ながら、当面は対応していくべきではないかと、事務局から部会で説明させていただいたところです。重大な課題であるとの認識は持っておりますので、御理解いただければと思います。

萱場委員

○ 少しずれるかもしれませんが、北海道のLPガス価格がなぜ高いのかについては、北海道管区行政評価局が出した調査結果を見ると、背景にあるのは、賃貸アパートでエアコンの設置費用とかストーブの設置費用といったものがLPガス料金に転嫁されて、消費者が負担しているという実態が明らかになってきているようなのです。ですので、価格を適正に表示するということだけだと、やっぱり事業者さんにも様々な抜け道があるので、ここはLPガスに特化して北海道として何か打ち出していただけたらなというふうに思いました。

曾野会長

○ ありがとうございます。価格の適正表示だけでは足りないのだと

いう御意見ですね。

萱場委員 ○ 表示ということになってしまうと、どうにでもごまかしてしまえるのかなと思うのです。表示の他に解決できるような方策はないのだろうか。

曾野会長 ○ 御意見として承りました。具体的に、どういう制度を答申すれば良いのかということがない状態でもありますので……

萱場委員 ○ 意見として受け止めていただければ結構です。

蝦名主幹 ○ ただ今お話のありました件については、消費サイドだけではなく、行政評価局からも北海道経済産業局や国土交通省、及び公正取引委員会が一体となった取組が必要ではないかという意見が挙げられているところです。私どもも、北海道行政評価局から意見聴取を受けた立場でありますので、委員からこのような御意見があり、より具体的な取組が必要であるということについて、事務局から、行政評価局又は経済産業局に伝えながら進めていければと思っております。

曾野会長 ○ 他に御質問等ないようでしたら、答申案のとおり答申したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

曾野会長 ○ それでは、そのようにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(4) その他

曾野会長 ○ その他、本日の説明でお気づきになった点等ございませんでしょうか。

高田委員 ○ 資料1-2「第3次北海道消費生活基本計画の策定に当たって」の中で、消費者ホットライン(188番)の一層の周知ということが記載されているのですが、昨年度、188を通じての相談がどのぐらい実績というか件数があったのかということが分かれば教えていただきたいです。

蝦名主幹 ○ 188を通じて消費生活センター等に何件の相談があったかについて

は、まだ御説明ができるような情報を持っておりません。この後、平成 30 年度の消費生活条例施行状況の取りまとめを行い、その結果について、6 月以降に委員の皆様にお伝えすることとなりますが、データとして蓄積されていればその際にお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

高田委員 ○ わかりました。ありがとうございます。

曾野会長 ○ 他に御意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

曾野会長 ○ それでは、予定の時間となりましたので、本日の審議会はここまでといたします。
事務局にお返しします。

(閉 会)

蝦名主幹 ○ 曾野会長、ありがとうございました。本日、委員の皆様には、長時間にわたりまして、御審議ありがとうございました。

この後、部会の開催を 3 回ほど予定しておりますので、日程調整を別途させていただきたいと思います。

また、10 月末までには審議会を開かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後、平成 30 年度消費生活条例施行状況の結果について、6 月に道議会等に報告するとともに皆様方に送付させていただきたいと思っておりますので、そちらの方も御確認いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、平成 31 年度第 1 回北海道消費生活審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。